

居宅介護支援サービス重要事項説明書

＜令和6年4月1日現在＞

居宅介護支援の提供開始に当たり、重要事項を以下の通り説明します。

1. ご利用事業所の名称

法人の名称	社会福祉法人パール
代表者名	理事長 新谷弘子
事業所の名称	パール原宿居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	東京都 1371303742 号
所在地	東京都渋谷区神宮前2丁目30番7号 パレドール原宿403
連絡先	TEL 03-6434-1228 FAX 03-6434-1229
	E-mail pearl-harajuku@sweet.ocn.ne.jp

2. ご利用事業所の従業員の職種、員数及び勤務形態

管理者	1名
介護支援専門員	3名以上（内1名は管理者と兼務・常勤・非常勤 3名以上）
事務員	0名（非常勤0名）

3. ご利用事業所の営業日及び運営の方針

営業日＝月曜日から土曜日（祝日含む・年末年始は除く）営業時間＝午前8時45分～午後7時00分
上記以外の曜日や時間帯についても、24時間電話連絡を受付：TEL 03-6434-1228

4. 居宅介護支援の内容及び提供方法

1 居宅サービス計画の作成

- ①ご自宅を訪問し、ご本人及びご家族に面接をいたします。その上で、自立した生活をお送りいただくために、解決すべき課題を明らかにします。その際に、ご本人の同意を得た上で主治医意見書等の提示を保険者に申請する場合があります。
- ②ご本人及びご家族の希望を踏まえつつ、地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正中立な立場で提供し、サービスが選択できるようにいたします。前6ヶ月間に作成したケアプランにおける（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与）各サービスの利用割合、同事業者によって提供されたものの割合を提示します。なお、ご本人、ご家族より複数の指定居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成。主治医や各サービス事業者とサービス担当者会議を持ち、居宅サービス計画書についての検討機会を設けます。
- ④居宅サービス計画の原案における指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご説明し、文書による同意を受けます。ご本人、ご家族より原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

2 経過観察・再評価

- ①毎月ご自宅を訪問し、ケアプランの実施状況の確認、経過把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等の連絡調整を行います。
- ③ご利用者様の状態について毎月モニタリング評価・記録を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

3 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、必要な取り組みを行います。

4 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な取り組みを行います。

5 業務継続に向けた取組の強化

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定しております。

6 その他

- ◇ご利用者様が病院等に入院された場合、担当介護支援専門員の氏名・連絡先を入院先にお伝え下さい。
- ◇ご利用者様が居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断された場合、若しくはご利用者様が病院や介護保険施設等への入院または入所を希望された場合、介護支援専門員は病院や介護保険施設等をご紹介します。

5. 利用料及びその他の費用

- ◇居宅介護支援利用料 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。
- ◇交通費 ご利用者様が事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費がご利用者様の負担となります。なお、自動車を利用した場合は、1kmにつき100円となります。ご本人及びご家族の求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。
- ◇サービス実施記録の複写物の費用 1件につき100円。1枚につき10円。ご利用者様の負担となります。
- ◇その他、ご利用者様の 負担となるもの ご利用者様の居宅において、居宅介護支援提供のために使用する電話代。

6. 営業範囲

渋谷区内、目黒区内、港区内。その他の地域につきましては、別途ご相談に応じます。

7. 利用料金等の請求について

利用料金などはその都度現金で頂戴し、領収証を発行します。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行い必要な措置を講じます。事故の状況、及び事故に際して採った処置については記録をします。

9. 相談窓口、苦情対応

当事業所相談窓口 東京都渋谷区神宮前2丁目30番7号 パレドール原宿403
電話番号03-6434-1228 (受付時間9:00~18:00)
担当：理事長 施設長 副施設長

渋谷区役所 福祉部 東京都渋谷区宇田川町1-1
介護保険課 介護相談係 電話番号03-3463-3304 (直通)

※渋谷区以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村 介護保険窓口にご相談ください。

東京都国民健康保険団体 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号 東京区政会館10階
連合会 苦情相談窓口 電話番号03-6238-0177 (受付時間:9:00~17:00、土日祝除く)

居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者様に重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

◇事業者 事業者名 社会福祉法人パール パール原宿居宅介護支援事業所
住 所 東京都渋谷区神宮前2丁目30番7号 パレドール原宿403
TEL 03-6434-1228

説 明 者 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

◇ご利用者様 住 所 _____

氏 名 _____ 印

◇ご家族様 住 所 _____

氏 名 _____ 印